

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）（以下「共通公告」という。）による。

令和6年4月15日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1	工事名	令和6年度 港湾施設長期保全事業 安芸津栈橋連絡橋改築工事
2	工事管理番号	7-106-0001
3	工事場所	東広島市安芸津町三津
4	工事概要	連絡橋製作工 N=1基、連絡橋舗装工 1式、連絡橋輸送工 1式
5	工期	本案件の請負契約は、東広島市議会の議決を要するものである。 議会議決の日の翌日から令和7年12月26日まで
6	予定価格	144,465,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7	調査基準価格	有り
8	建設工事の種類	鋼構造物工事

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	鋼構造物工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可(特定建設業許可)の要否	要			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項で許可を受けた営業所とする(以下同じ)。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする(以下同じ)。 ※本店とは、登記されている本店とする(以下同じ)。	広島県内に営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級(格付け)とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう(東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない)。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級(格付け)	A
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者(アを除く)	総合数値	800点以上
			年平均完成工事高	予定価格(税抜)以上
	ウ	広島県内に主たる営業所を有する者(ア、イを除く)	総合数値	850点以上
			年平均完成工事高	予定価格(税抜)以上
エ	東広島市内に営業所を有する者(ア、イ、ウを除く)	総合数値	900点以上	
		年平均完成工事高	予定価格(税抜)以上	
オ	広島県内に営業所を有する者(ア、イ、ウ、エを除く)	総合数値	950点以上	
		年平均完成工事高	予定価格(税抜)以上	
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(総合評価落札方式)1(3)」の基準等を満たすこと。	鋼桁橋の製作実績のある者 公共工事に限る(公共工事とは共通公告7注3の①から④までの者が発注した工事をいう。)。ただし、鋼桁橋の製作が可能な自社工場(営業、製造技術、製造の管理面等で工場を統制でき、本件工事の受注者の責任において製品を出荷できる受注者の子会社等の関連工場を含む。)を国内に所有していることを要する。			
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(総合評価落札方式)1(3)」の基準等を満たすこと。	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 ア 施工現場に専任で配置できる者 ※ただし、工場製作期間の技術者と現場施工(輸送等)期間の技術者は同一の者である必要はない。また、工場製作と現場施工(輸送等)で別の技術者を配置する場合は、現場施工(輸送等)にかかる技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない(工事の継続性・品質等に支障がないよう適切に技術者を配置すること)。 イ 鋼構造物工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ウ 鋼桁橋製作の経験(監理技術者(特例監理技術者含む)、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る)を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 ※工場製作と現場施工(輸送等)で別の技術者を配置する場合は、工場製作に係る技術者は工場製作における経験、現場施工(輸送等)に係る技術者は現場施工(輸送等)における経験を有すること。 エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者			

1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※「建設工事請負契約約款」については、令和6年4月1日改正後の約款を使用する。
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(1)サ参照
- (3) 完全電子案件：共通公告1(1)シ参照
- (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5(3)参照
- (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告17参照
- (6) 受注制限対象案件：共通公告5(5)参照
 （総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、5件を限度とする。）
- (7) 契約後VE対象案件：共通公告12参照
- (8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。
 令和6年度 支払限度額 80,000,000円（出来高予定額 63,560,000円）
 令和7年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）
- (9) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：
 共通公告4(9)参照
- (10) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

1 1 入札参加

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 総合評価に関する事項

(1) 評価の基準

次のアからカに定める各評価項目についてそれぞれの評価基準に基づき評価し、加点する。

ア 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成21年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	1.0	
	その他	0.0	
建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況（注）	事業者登録あり	0.5	/0.5
	事業者登録なし	0.0	

イ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（注）	技術士又は一級技士（同等資格含む。）	1.0	/1.0
	二級技士（同等資格含む。）	0.5	
	その他	0.0	
平成21年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	/1.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	0.5	
	その他	0.0	
施工経験工事の従事形態（注）	監理技術者（特例監理技術者含む）、監理技術者補佐又は主任技術者	1.0	/1.0
	現場代理人	0.5	
	その他	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況 建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度又は建築CPD運営会議が運営する制度における前年度1年間（4/1～3/31）の学習実績	20単位以上取得	1.0	/1.0
	10単位以上20単位未満取得	0.5	
	10単位未満取得又は取得なし	0.0	
若手技術者（39歳以下）又は女性技術者の活用（注）	若手技術者（39歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	1.0	/1.0
	その他	0.0	

ウ 地域の精通性について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本店の有無（注）	東広島市内に本店を有している	1.0	/1.0
	東広島市内に本店を有していない	0.0	
平成21年4月1日以降の東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績（注）	東広島市域内における公共団体発注の同種工事の元請施工実績あり	1.0	/1.0
	東広島市域内における公共団体発注の類似工事の元請施工実績あり	0.5	
	その他	0.0	

エ 地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
令和5年度の広島県アダプト制度（マイト・ファリバー制度）活動の実績の有無（注）	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	/0.25
	活動実績なし	0.0	
令和5年度の東広島市公園里親制度活動の実績の有無（注）	認定され、活動実績あり	0.5	/0.5
	活動実績なし	0.0	
東広島市内業者の活用割合（注）	一次下請の市内活用率が50%以上	1.0	/1.0
	一次下請の市内活用率が25%以上	0.5	
	一次下請の市内活用率が25%未満	0.0	

オ 社会貢献度について

評価項目	評価基準	配点	得点
障害者雇用の状況（注）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者	0.25	/0.25
	法定雇用率以上雇用している者	0.1	
	雇用していない者	0.0	

カ 施工体制について

評価項目	評価基準	配点	得点
調査基準価格に基づく施工体制の確保（注）	調査基準価格以上での入札	5.0	/5.0
	調査基準価格未満での入札	0.0	

（注）各評価項目に関する注意事項については共通公告7を参照のこと。

- (2) (1)に定める評価項目のうち、アの「平成21年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績」及びイの「平成21年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」並びにウの「平成21年4月1日以降の東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績」の評価基準とする「同種工事」とは、鋼構造物工事であって支間長30m以上の鋼桁橋製作の元請製作実績を有するものとし、「類似工事」とは、鋼構造物工事であって支間長15m以上の鋼桁橋製作の元請製作実績を有するものとする。
- (3) (1)に定める「イ 配置予定技術者の能力について」の評価について、工場製作と現場施工（輸送等）で別の技術者を配置する場合は、工場製作に係る技術者を評価対象とする。
- (4) (1)に定める評価項目のうち、イの「主任（監理）技術者の保有する資格」の資格とは次のものとする。
- 「技術士又は一級技士」とは、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する「一級建築士」とする。
 - 「二級技士」とは、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は二級建築施工管理技士（種別を「躯体」とするものに限る。）とする。

1.3 技術資料等

入札の結果、入札金額が失格基準価格以上であり、かつ、評価値の高い上位3者となった者は、総合評価落札方式において価格以外の要素を総合的に評価するため、次の資料（以下「技術資料等」という。）を速やかに提出すること。

技術資料等は、入札時に積算内訳書と合わせて提出できるものとする。共通公告4(4)を参照のこと。

技術資料等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は共通公告6を参照のこと）
ア 誓約書（様式第2号）	1部
イ 技術資料（様式第3号）	1部
ウ 工程表（様式第4号）	必要なし
エ 施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見（様式第5号）	必要なし
オ 企業の施工能力（様式第6号）	1部 ■同種・類似工事の施工実績を有する者は、施工実績を確認する書類として次のいずれか1つ以上を添付すること。 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し
	※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。

技術提案等に係る技術資料	カ 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第7号）	<p>1部</p> <p>■資格を確認する資料として、ア又はイ、かつウを添付すること。</p> <p>ア 「技術士登録等証明書の写し※」又は「技術者合格証明書の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」</p> <p>※技術士登録証の写しは不可</p> <p>イ 「実務経歴書」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」</p> <p>ウ 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習（登録講習）修了証の写し」</p> <p>※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。</p> <p>■経験をj確認する資料として次のいずれか1つ以上を添付すること。</p> <p>ア CORINS（登録内容確認書）の写し</p> <p>イ 発注者の証明書の写し</p> <p>※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。</p> <p>※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名及び従事形態等が確認できること。</p> <p>■継続教育（CPD）の単位取得を確認する資料として、各協会等が発行する証明書の写し</p>
	キ 市内における同種・類似工事の元請施工実績（様式第8号）	<p>1部</p> <p>■施工実績を確認する書類として次のいずれか1つ以上を添付すること。</p> <p>ア CORINS（登録内容確認書）の写し</p> <p>イ 発注者の証明書の写し</p> <p>※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。</p>
	ク 地域貢献の実績（様式第9～11号）	<p>1部（様式第9号）</p> <p>■広島県アダプト制度（マイロード・ラブリアー制度）活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</p> <p>ア 広島県アダプト制度（マイロード・ラブリアー制度）に団体として認定されたことが確認できる書類の写し</p> <p>イ 活動実績が確認できる報告書等の写し</p> <p>■東広島市公園里親制度の活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</p> <p>ア 東広島市公園里親制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し</p> <p>イ 活動実績が確認できる報告書等の写し</p>
		<p>1部（様式第10号）</p> <p>■東広島市内業者の活用割合を確認する資料として、様式第10号（①及び②）を提出すること。</p> <p>※東広島市内業者を活用しない場合も提出すること。</p>
		<p>必要なし（様式第11号）</p>
ケ 障害者雇用の状況（様式第12号）	<p>1部</p> <p>■法に基づく雇用義務がある者は、雇用を確認する資料として、公共職業安定所長へ報告した直近の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。</p> <p>■法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者は、雇用を確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</p> <p>ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>イ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し</p>	
資格要件確認資料	コ 施工実績及び配置予定技術者確認資料	<p>① 建物登記簿謄本等、鋼桁橋の製作が可能な自社工場（営業、製造技術、製造の管理面等で工場を統制でき、本件工事の受注者の責任において製品を出荷できる受注者の子会社等の関連工場を含む。）を国内に所有していることが確認できる資料及び当該工場の写真</p> <p>② 様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること）</p> <p>※②については、工場製作と現場施工（輸送等）で別の技術者を配置する場合のみ、現場施工（輸送等）を行う技術者について提出すること。</p>
	サ 技術者の資格を確認するための資料	<p>「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」</p> <p>※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習終了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。</p> <p>※「コ 施工実績及び配置予定技術者確認資料」②における技術者について提出すること。</p>
	シ 建設業許可申請書別紙二の写し	9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要
	ス 経營業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	<p>9(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。</p> <p>① 経營業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号）</p> <p>② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し</p>
セ CD-R又はフロッピーディスク	<p>1部（様式第6～12号を保存したもの）</p> <p>ただし、電子入札等システムを使用して提出する場合は、不要とする。</p>	

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

※ケの「障害者雇用の状況（様式第12号）」の法定雇用率は令和6年度から2.5%となっているが、法に基づく雇用義務がある者の提出書類のうち、令和5年度の障害者雇用状況報告書を提出した者についての法定雇用率は2.3%で判断する。

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となるが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告4(9)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	1部 ■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調査書（別紙その2）の提出は不要とする。

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1.5 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第1項による（「総合評価落札方式」適用工事である。）。

落札者の決定方法は、共通公告の「5. 落札者の決定について」による。なお、その際の評価値の求め方は次の方法で行う。

- (1) 価格以外の要素について、評価基準に基づき評価し算出した加算点を20点満点で換算したもの（以下「加算点」という。）を与える。
- (2) 加算点に標準点を加えて得られた数値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除して得られた数値を評価値とする。
- なお、評価値に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を評価値とする。

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + \text{標準点} (100点)$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

1.6 日程等に関する事項

手 続 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和6年4月15日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和6年4月15日～ 令和6年4月19日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和6年4月15日～ 令和6年4月23日	質問書（様式第7）により建設部災害河港課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和6年4月30日～ 令和6年5月8日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和6年5月7日 (午前9時～午後5時) 及び 令和6年5月8日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。 ※自己採点表（様式第13号）を、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告8(2)を参照のこと。
開 札 日 時	令和6年5月9日 午前9時5分	電子入札室（本館4階）で行う。
総 合 評 価	開札後に技術資料等の評価を行う。	技術資料等は、入札金額が低入札要領（別紙）「適正な履行確保の基準」における「2. 客観的判断基準」（7）に定める失格基準価格以上である者（以下、「失格基準価格以上である者」という。）のうち、評価値の高い上位3者について提出すること。 評価は、失格基準価格以上である者のうち、評価値の最も高い者について行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	総合評価後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1.7 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるため、落札決定後、仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約とするものとする。
- (2) 開札の日から市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とし、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
- ア 共通公告1(1)ア、イ又はウに掲げる事項
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者
- ウ 本市の指名除外措置を受けている者
- エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

1.8 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）